

相続税法の改正と実務への影響

—税理士は相続、申告に如何に関わるべきか—

平成25年度税制改正において、平成27年1月1日以後の相続などにつき大幅な改正が行われた。当パネルディスカッションでは、資産税実務の専門家である3名のパネリストが、実務への影響とその対応策などについて意見交換を行った。

■とき：平成25年6月21日(金)

I 相続税の申告業務

小規模宅地等の課税価格の計算特例が大幅改正、しっかり研究することが必要

—今日のテーマは、三つの項目に分けさせていただきました。最初に相続税の申告業務、後半で贈与などのいろいろな生前対策という分野でお話しいただく予定です。最後に相続税の申告に関する書面添付について触れていきたいと思えます。なお、テキストとして『Q&A改正相続税』を必要に応じて使います。

まず税制改正の関係で、最初に小規模宅地等の課税価格の計算特例についてお話をお願いしたいと思います。

今仲 平成二十五年度の相続税改正は基本的に増税ですけれども、小規模宅地についてはかなり大きな減税となっております。そうしますと将来に向けて、この小規模宅地等の特例を生かしていくという事前対策を含めて、しっかりとした研究が必要なのかなと思っています。

改正点の一つ目が、表1の内容ですけれども、居住用の適用面積が二四〇㎡から三三〇㎡に拡大するというものです。それと同時に従前ですと特定居住用宅地

等、それから特定事業用宅地等および貸付事業用宅地等の三つのうち、面積が少なかった場合には調整計算はあるけれども、基本的にはいずれか一つということになっていたのが、改正後は三三〇㎡の居住用と事業用の四〇〇㎡、これを完全併用して最大七三〇㎡使えるようになります。

これに関しては平成二十七年一月一日以後の相続又は遺贈により取得する財産からの適用となっております。

二十二年度改正で二〇〇㎡五〇%の特例が基本的に貸付事業用以外なくなってしまうので、これをいかにして有益に使用していくかということが重要な節税のポイントになるかと思えます。それとはまた別に、平成二十六年一月一日、来年の一月一日以後の相続又は遺贈からは、二世帯住宅の居住用の適用範囲の拡大および老人ホームに入居した場合の被相続人の居

表1：特定居住用宅地等に係る特例の適用対象面積の上限

改正前	改正後
居住用240㎡ } 限定的な併用 事業用400㎡ } →最大400㎡	居住用330㎡ } 完全併用 事業用400㎡ } →最大730㎡



コーディネーター
税理士
竹本守邦

パネリスト
TKC資産対策研究会代表幹事
山本和義

パネリスト
税理士
今仲 清

パネリスト
税理士
坪多晶子

住の用に供されなくなった家屋の敷地の用に供されていた宅地についての適用要件緩和が行われています。二十五年度税制改正の政令は一部五月三十一日公布となりましたが、その政令の中でこの二点について、より詳しく出ています。

一点が二世帯住宅のところですが、「二棟の建物で構造上区分のあるものについて、被相続人およびその親族が各独立部分に居住していた場合、その親族が相続又は遺贈により取得したその敷地の用に供されていた宅地等のうち、被相続人およびその親族が居住していた部分に対応する部分」これが適用対象ということですね。

いわゆる二世帯住宅において被相続人の居住している部分については適用対象、これはもう当然だったのですが、その親族が区分所有しているその建物の敷地に相当する部分も対象にできるようになったということですね。政令ではそこが区分所有建物である場合については、一部適用ができないと規定されています。ここが大綱レベルで明らかになっていました内容より適用範囲が厳しくなっていますから、注意が必要だと考えています。

——区分所有建物というマンションの一室を被相続人が持っていて、同じ棟

の隣とか下に相続人が住んでいる。こういった場合はどうなるのでしょうか。

今仲 「一棟の建物で構造上区分のあるものについて」とありますので、これだけ読むとOKではないかと読めるわけですが、区分所有建物である場合については、被相続人の居住の用に供されていた部分に限るとというのが政令の規定になっていますので、今のご質問のケースでは、被相続人の居住していた部分に対応する敷地の部分に限られるというふうに理解すればいいかと思います。

——一般的な二世帯住宅については問題ないが、今ご説明のような事例については注意が必要だということですね。

今仲 ただ、一般的な戸建て住宅である二世帯住宅であったとしても、区分所有登記をってしまったらダメだというふうに読まざるを得ないのではないのか、共有登記をしているのならOKだと読むのかなと考えています。

——今の概説に続いて、今度は実務への影響、留意事項等について山本先生にご説明いただければと思います。

山本 はい。小規模宅地等の特例の適用にあたりましては、まずもって配偶者が相続された宅地から適用を受ける・受けないということで大きく税負担が変わ



つてきます。相続税は親の世代から子の世代へ財産を承継していくときの税金です

すから、第一次相続、例えばお父さんの相続でいくらか相続税を払い、次にお母さんが亡くなられたときに相続税がいくらなのか。この一次・二次の通算相続税をいかに軽減するかということが非常にポイントになってくるかと思うのですが、第一次相続で配偶者が相続された宅地から小規模宅地等の特例の適用を受けることは通算相続税のことまで考えると大変不利になるというところがあります。この点については要注意です。それから今回、事業用と居住用の完全併用が平成二十七年から可能となるように緩和されました。完全併用ということになりますと、特定事業用宅地等の適用要件を生前にしっかりとチェックしておかないと、大きな差額が出てしまうことが予想されると思いますね。また、見落としがちなのが農地をお持ちの方の農業用倉庫、例えば農機具を入れるような建物ですね。これは特定事業用宅地として適用を受けられる

と思うのですが、この点、今仲先生はどうお考えでしょうか。

今仲 当然事業として行っている農業に使っている農機具置き場・倉庫の敷地、これは適用対象になるだろうと思います。家族だけが食べているお米だとか野菜だけを作っているという農業は、これは事業用とはいえないだろうと思います。そのところは、しっかりと確認をしておかないといけないと思います。

遺産整理業務に対する 社会の要請が高まる

—— 今回の改正後は、相続税の申告割合が高まると見込まれています。これについて資産対策研究会で推進している遺産整理業務との関係も踏まえて、山本先生にお話しいただければと思います。

山本 まず課税の状況をもう一度確認しておきたいと思いますが、現行百人死亡くなられて四人の相続税の申告の状況。これが基礎控除引下げになると六%台ぐらいの課税割合に高まるだろうということです。ただちょっと調べてみますと、やはり三大都市圏の課税割合が高く、東京都全体が九・〇%、愛知県では七・九%、神奈川県で六・五%、大阪府はな

ぜか四・七%しかありませんが、大阪局管内でも例えば宝塚市とか西宮市とか阪神間という高級住宅地を抱えているところの西宮税務署管内の課税割合が八・九%。さらに超高級住宅地を抱えている芦屋税務署管内、芦屋市と神戸市の東灘区が管内ですけれどもそちらが九・二%ということなので全国平均をかなり上回っている地域が見られます。

三大都市圏以外の地域においても、相続が発生すると相続税の有無にかかわらず、相続手続が避けて通れない。複数の相続人がいらつしゃれば、分割協議も必要になりますし、何よりもこれから年間死亡者数がどんどん増えていきます。その上、高齢単身・高齢夫婦世帯が増えてくる。それだけに高齢単身の方が亡くなられたら、相続人の方は、特に金融資産がどこでどのように管理・運用されていたのかの把握にお困りになる。そういうことがありますので、相続税の申告は伴わなくても、遺産分割協議を含め、きちんと遺産の名義変更まで持つていくような遺産整理業務がこれから社会的にも要請が強くなってくるかと思えます。これに対してやはり税理士は、本来の業務の中に取り込んで、積極的に取り組まなければいけないという思いで、資産対策研



究会では「財産承継アドバイザー制度」を設けています。財産承継アドバイザーに対しては多くの実践事例を一つの冊子にまとめたたり

して、情報提供に努めています。相続税の申告が必要ない事例においても相続人がお困りになる傾向はますます強くなっていくことをぜひご理解いただいて、お力添えをお願いしたいと思います。

相続税の申告は相続人一人ずつが原則 誰からの委任かを必ず明確に

——次は、相続開始後における相続税申告業務遂行上の留意事項について、坪多先生にご説明をいただければと思います。

坪多 相続税の申告は共同申告してもよいのですが、原則としては相続人が一人ずつ申告しないといけません。共同申告に際して、私どもに依頼されない相続人もいらつしゃいます。最初に受注したときに、どなたからの委任ですか、お母様も相続人も全員ですかと明確にしておかないと後でもめることもあります。弊社では委任状を相続人全員からもらいます。実際に経験した話なのですが、お兄

さんから全員の同意を得ていると言われ申告業務を受けて、最後に相続税の申告書を説明しているときに突然弟さんが、「ワシ、あんたに頼んでへん」って言われたのでびっくりしました(笑)。

それからもう一つ、遺産分割の方法によって税金が変わりますので、こういう分け方をしたら相続税がいくらになりますとシミュレーションを行い税金比較できるといのが、税理士が遺産分割に関わる一番大きなメリットです。これが弁護士さんのされる「こうやって分けます」という遺産分割と一番違うところです。それと二次相続まで考慮すること。分け方とともに二次相続の相続税の試算もして、一次相続と二次相続の合計額をお客様に判断していただく、これが例えばTKCのTPS8000では、分け方による税額の違いが十種類シミュレーションできますし、一次相続と二次相続の合計額で比較することもできます。私どもが受注する以上は、システムを駆使してお客様にとって税金上最適な遺産分割をご提案することも大事だと思っています。

ところで山本先生、遺産分割を細かく指導すると弁護士さんから非弁行為だと訴えられることはあるのでしょうか？

山本 悩ましいところですね。私ど

も当然今のような税額のシミュレーション、分け方次第でこんなに税額が違いますという点については、税理士としての説明責任を果たすという範疇に入ると理解をしています。分割に関しては一つのテーブルについて税の有利不利の説明をし、そしてそれを前提にして相続人の皆さんご自身で話し合いをされるといことが一番望ましいのですが、一つのテーブルについて一緒に話し合いをすると、それだけで喧嘩が始まるというような事例もあります。どちらにしても最後は相続人の皆さんで決めていただくということになるのですが、その仲立ちをしてあげつつ、そこに代理行為がないように注意をし、いわゆる使者に徹するということが必要だと思っています。

今仲 ちょっと話は変わりますが、納税者の方を選択していただかないといけないことが相続税の申告ではたくさんあります。そうしたときに使える合意書・確認書といったさまざまな書式、例えば小規模宅地は誰々が適用することとした、他の相続人は全員署名・押印する、といった書式も、TPS8000で作って打ち出せるようになっていきます。ご存じない方もいらつしゃるようなので、ぜひとも活用していただきたいと思っています。

贈与税の改正項目では 教育資金一括贈与に注目が集まる

—— 贈与税についても改正がござい
ます。

今仲 平成二十七年一月一日以後に贈与税の税率構造の見直しがあります。直系尊属から二十歳以上の者が受ける生前贈与につきましては、税率が各段階で大幅に引き下げられます。とは言いましても、最高税率は相続税の最高税率に合わせまして、四五〇〇万円超の部分について五五%に引き上げられています。一般贈与についても税率の一部は引き下げられて、最高税率は三〇〇〇万円超で五五%に引き上げられています。

贈与税も相続税も平成二十七年一月一日以後に最高税率が引き上げられるとい

うことですから、平成二十六年十二月三十一日までに贈与すれば最高税率五〇%で資産移転をできるといえます。

相続時精算課税制度についても一部改正が行われ、平成二十七年一月一日以後適用開始になっています。表2にありますが、結果的に六十歳以上の父母又は祖父母から、二十歳以上の子である推定相続人又は二十歳以上の孫というところに対象者の拡大がなされたのが贈与税の基本的な改正です。

何よりも今回の税制改正で注目されているのは、新聞報道もされたように四月から今までに一〇〇〇億円の贈与がなされたという教育資金一括贈与です。平成二十五年四月一日から実際にスタートしています。平成二十七年十二月三十一日までという期間に一応限定されています。

方をすると言語弊がありますが、相続の発生が近い方々にとっては、相続税対策に使えるといえるのかなと思います。

—— この贈与税の改正による影響・対策といった点について山本先生にお話しただけですか。

山本 教育資金一括贈与は非常に多くの方が注目されていて、ご質問の多い内容でもあります。私はどちらかというと一括贈与派でなくて、その都度贈与と派です。一括で贈与すると一回目だけは「おじいちゃんありがとう」と言ってもらえますが、二回目以降は銀行にお金を出しに行くだけです。だから、「おじいちゃんありがとう」はないものですかね(笑)。



税理士 今仲 清 (TKC南近畿会)
昭和59年に税理士事務所を開業。不動産有効活用・相続対策の実践を指揮しつつ年間100回にもよる講演を行っている。TKC資産対策研究会副代表幹事。TKC全国会中央研修所副所長。

す。扶養義務者相互間の生活費又は教育資金はもととその都度贈与する分については非課税扱いでした。これが一括贈与をしても非課税になつたところに大きな意味があるということ、こんな言い

これは金融機関管理になりますので、先に教育機関に支払った領収書を持っていったら引き出せるところと、とりあえず先にお金を引き出して後から領収書を出していいところと、金融機関ごとに取り扱いが異なるようなんです。どの金融機関を選ぶのかということも注意点の一つかなと思います。

表2：相続時精算課税の適用要件

	改正前	改正後
贈与者	65歳以上の父母	60歳以上の父母又は祖父母
受贈者	20歳以上の子である推定相続人	20歳以上の子である推定相続人又は20歳以上の孫

II 相続税の生前対策

まず相続税のかかる人とかからない人に分けて対策を考える

——今度は生前対策という分野に目を移していきたいと思います。生前対策について造詣の深い坪多先生、いくつかの点をお話しいただけますでしょうか。

坪多 先ほどご説明があった精算課税贈与を孫まで使えるという点ですが、まずお客様を相続税のかかる人とかからない人に分類する必要があります。かからない人の場合には精算課税贈与をどんどん使って、孫にもあげたいと思うのですが、相続税のかかる人の場合は持ち戻しがあるので要注意です。孫な

ので二割加算ですから、相続税の二割加算がある人への贈与の場合、精算課税贈与でなく暦年贈与を使った方が有利なことが多いでしょう。

もう一つ同じ考え方で相続をとらえ、生前対策の一つとして遺言書のいらぬ財産の残し方ということで、いわゆる「みなし財産」の受取人をお孫さんにされる方が増えています。ここでちょっと注意してほしいのですが、生命保険金の受取人が孫になるとみなし財産になりますから、精算課税贈与と一緒に孫も相続税の課税対象者に戻ります。これは実際にあった話ですけど、相続税より安いつもりで孫に暦年贈与で贈与していたのに、

が生命保険金の受取人を奥さんにする、二次相続の相続財産を増やすだけになるので、みなし財産の受け取り方は気を付けてほしいですね。

また、特別障害者のお孫さんなどに財産を残したいと思われる方がいたら、ぜひ養子縁組をお勧めしていただきたい。特別障害者控除が一年に二〇万円になったので、例えば二十五歳のお孫さんを養子縁組した場合、八十五歳まで一年間二〇万円引けるわけですから、六十年を掛けると二二〇〇万円相続税から控除されます。評価の圧縮ではなく税額を控除しますので、非常に効果は大きいと思います。ただ、障害者控除が使えないのは法定相続人に限定され、お孫さんに遺言書で残す場合には、法定相続人に該当しないので障害者控除を使えません。



TKC資産対策研究会代表幹事 山本和義
昭和57年に税理士事務所を開業。資産運用・相続対策等の講演会・研修会の講師などとして活動。TKC近畿大阪会。

郵便局のことも保険を五〇〇万円受け取っただけで非課税規定は適用できず、相続税の申告に組み込まれて三年間の贈与財産の持ち戻し、なおかつ二割加算となりました。誰が受取人かという点に注意してください。同じように相続税のかかる人

その他に気を付けないといけないのは、自社株の評価です。退職するからとそれまでためていた生命保険を解約することがよくありますよね。生命保険を解約してそのお金を退職金に充てた場合、自社株の評価が下がります。類似業種方式は特別利益と特別損失を損益通算した後で株価評価をしますから、同じ期に退職金の特別損失と保険の解約益が相殺されますと株価が下がります。だからちよ

つと手法を変えるだけでずいぶん相続税が違います。

今仲 今年は類似業種方式を使うのに有利ですよ。上場株式の相場を見てみるとどう見たってこれから下がらない。前年平均株価というのは昨年の株価が来ますから、今年中が一番低い時を使えるというのが一つ大きな視点だと思います。

山本 坪多先生から特別障害者の養子縁組の話がありました。障害者に関しては、扶養信託契約の贈与税の非課税制度が今年改正になっています。従来は特別障害者に限定されていた措置について、一般障害者の方も対象に加えられました。非課税限度額が三〇〇万円と特別障害者の方の半分ではありませんけれども、こちらは法定相続人でなくても使えますので、この形の非課税を検討いただけると

いいのではないかなと思います。

事業承継税制は使い勝手が良くなるが 税理士にとってはリスクも高まる

——事業承継税制について要件等の緩和が行われています。

今仲 改正が全部で十四項目あり、かなり大きな改正がされています。何よりも大きいのは、雇用確保要件のところまで、改正前の制度では、適用を受けた五年の間、一年でも従業員数が八割を下回ってしまうと猶与の取り消しという厳しい規定になっているのが、五年平均で八割を下回らなければいいようになるということです。かなり使い勝手が良くなる改正が行われています。

もう一つ重要なのは手続の簡素化で、

経済産業大臣による事前確認制度、これが廃止になることです。実はこれだけが今年の四月一日から適用開始されています。このことはわれわれ税理士にとっては、かえって注意をしないといけないのです。今までは事前確



税理士 竹本守邦(TKC中部会)
昭和51年より昭和59年まで名古屋国税局の所轄税務署において、所得税調査事務を担当。昭和59年税理士登録。名古屋学院大学大学院客員教授(租税法専攻)。TKC資産対策研究会副代表幹事。

認をしていなかったら、相続税の納税猶予を受けられませんでした。ですから相続の申告をするときに納税猶予のことを何も検討してなくても問題なかったのですが、これからは事前確認がなくても納税猶予は受けられるわけですから、自社株式をお持ちのオーナーの方が亡くなったら、相続税の納税猶予が受けられるかどうかをきちんとチェックして、受けるかどうかの意思を確認した上で、相続税の申告をしなければならなかった。こういう認識をわれわれはすっかり持つ必要があり、場合によっては損害賠償請求などになりかねないということでもあるわけです。使いやすくなったことで、結果的には自分たちの仕事上のリスクが増えたとも考えなければならぬということです。

——納税猶予制度は、今回の改正によって今後どのような方向性になっていくとお感じでしょうか。

山本 事前確認制度がなくなりましたので、相続税の納税猶予を受けようと思ったり、あるいは贈与税の納税猶予を受けようと思ったりして先に贈与をした、それが申告の段階でダメですということになると大変大きな税金の差額が出ますから、実務に即した改正であるとは思いますが、今仲先生がご指摘されたように、



税理士 坪多晶子(TKC近畿大阪会)
平成2年に税理士事務所を開業。資産家や
企業オーナーの資産承継や事業承継、さら
に税務や相続対策などの講演を行っている。
TKC資産対策研究会幹事。

その点が逆にわれわれにとってはハードルが高くなったかなと感じております。

坪多 私は親族外承継がどうも納得できないですね。わざわざ親族外承継にも適用できるようにしてくれたのですけれど、例えばお父さんが遺言書で後継者である親族外の番頭さんに全株あげるといったら、相続人には他人がもらった高い評価の自社株分がアップされて相続税がかかるのですよね。お父さんが他人に会社を残したところまでいいとしても、その人は例えば一億円の評価が八割引になり二〇〇万円に相続税がかかるだけなのに、自分たちの相続税額は、もらっていないその一億円の株式評価を加算して相続税を計算するのですから、親族外承継をした人が納税猶予を選択した場合には、相続人がかわいそうですよね。

Ⅲ 相続税の申告に関する書面添付

さまざまな方法で金融資産を確認、 税務調査時の作業を行ってしまおう

——続いて書面添付のテーマに入りたいと思います。相続税は、法人税や所得税と違って、相続開始後にいわばいちげんの客的に受けることが多いといった独自性がありますが、どのように書面添付に取り組まれているでしょうか。

山本 実は私どもは、相続税の書面添付に関してはあまり積極的には取り組んでいない状況にあります。過去三件だけです。過去といっても直近三年ぐらいの間で、それ以前はまったく取り組んでおりません。

の程度という現状です。

一番古い分がすでに意見聴取の対象期間に入っているだろうと思うのですが、現在においては意見聴取もないし、調査も実施されていないという状況で、あとの二件は直近申告期限からまだ一年以内ですので、書面添付については具体的にはそ

今仲 私どもはもう六年か七年ぐらい

になると思いますが、相続税の申告についてはすべて書面添付をしています。書面添付をするというときさまざまな手続がありますけれども、特に注意しているのは、被相続人の金融資産だけではなく、相続人の金融資産についても、さまざまな手法を使って確認をするということですね。それをした上ですべてについて基本的には書面添付を行っています。私どもでいいますと、最後の調査を受けてからこの二年と七カ月から八カ月ぐらい調査が一切ございませぬ。その間の相続税の申告対応件数が約六十件です。二カ月ほど前、二年数カ月ぶりに意見聴取がありました。こちらについては単純なミスがありました。こちらについては単純なミスではありませんが、もう一度見直した方がいいよというご示唆をいただいで、確認をしてミスが見つかったので修正申告をさせていただきました。改正後の国税通則法の取り扱いですので、意見聴取の段階で修正申告を出したということ加算税なしで終了という結果になっております。

坪多 相続税の申告依頼を受ける際、ずっとつきあっている顧問先様はいいのですが、初めて申告依頼される方がどこまで正直に全部出していただいでどこまでご依頼されるかというのが非常に難しいので、弊社は顧問先様以外を受けるときは最初に添付書面の見本を出して「このように申告書を作っていきますけれどこれでよろしいですか」というところから始めております。イメージ的には法人に対して、巡回監査しますよ、領収書チェックしますよ、毎月ちゃんと合っているか見ますよと伝えるのと同じ考えで相続税に取り組んでいます。弊社ではこのように調べて、このように評価をしますと最初にはつきり言って、それを了承された方が依頼してくださるので、非常に書類が集めやすいですね。

——書面添付について特に注意している事項等をご説明いただけますか。

今仲 いま坪多先生がおっしゃった通りでして、相続税の申告の話が来たらまずその辺りのところから話を始めます。預金の開示については、奥さんがいらっしやったらまず奥さんが抵抗されるのですね。専業主婦だったら、奥さん自身のご両親から相続でもらった、あるいは結婚前からずっと自分が持っていたという

もの以外は、奥さん名義の預金はないですよねというところから説得に入るわけです。奥さん名義の預金は奥さんのものじゃないですって言っているのではないですよ、民法上はあくまでも奥さんのものですよ、だけど相続税の申告はしなくてはいけないのですよというところから始めるといふ話ですよね。そういうところから入って、被相続人の過去六年分の金融資産の出入りの一覧表、これはすべての普通預金、定期預金の流れを全部出入り表の形で作って行って、それぞれ大きな金額が出ているところにはその明細を書いていくという一覧表を作り、不明なものがあれば不明であるということをはつきりさせます。

一方で被相続人の方の相続開始までの間の七年間の収入の各年の合計、そこから生活費等で出ていったマイナス、それで構成されていく残高がどのように推移をしてきていて、最後のここに至ったのかというところ。これをまず明らかにした上で、次には相続人それぞれの固有の金融資産の一覧表を作っていたら、それぞれその預金の形成の時期、開設者は誰か、その残高、使っている印鑑、それからその資金が何で形成されたのかという一覧表もすべて作っていくと

いう作業をしていく過程で、不明点が出てきたらそれを一つ一つ確認させていただく。先ほど申し上げた推移表と残高表、そこで一致しない点があった場合にはその一致しない原因を探っていく。要は税務調査があったときにやる作業を事前に全部きちんとしてしまおう。そこで分かったことを一つ一つ補足説明書として文書化していきます。添付書面の様式には一応のことは書きますが、詳細に関してはすべて補足説明書に記入をしますという記載をしておいて、補足説明書にその辺の詳細について書くようにしています。大体A4判で六枚から十枚くらいは作り、それとは別に先ほど申し上げたような推移表や出入り表といったものもすべて準備をしていくという作業をしています。

安心の相続、二生の幕引きのお手伝い お客さまに幸せになっていただきたい

——名義預金、名義有価証券等の把握は、相続人の協力なしではできず、どうしてもグレーゾーンが出てきてしまうかと思いますが、坪多先生はどのような判断をして申告に反映されていますか。

坪多 まずしっかりと分析することですよね。例えば最初に家に一億円がある。

極端に言いましたらこの一億円は誰のものなのと。この一億円はどうやってたまったのですか、どこの収入から持ってきたのですか、それは誰が手続をしていたのですか。こうやって一つずつ詰めていきますと、どこからこれがたまったのかということが分かりますし、次にそこから引き出すときはどの金額を引き出したのですか、誰が引き出してきたのですかと、しっかりと入ってきた理由と出ていく理由と今ある分を分析していった、誰のものであるかというのをお客さまとともにしっかりと考えていく。結果、例えば七〇〇〇万円はお父さんのものですね、三〇〇〇万円はお母さんのものですね、そこまで計算したらそれを添付書面に書きます。家に一億円ありました。こういう理由でこう計算したらこうなりました。だから、当方の見解としては七〇〇〇万円については被相続人のものですが、残りの三〇〇〇万円については配偶者のものです。というように、きちんと自分が

分析した内容を書いておきます。

相続税の申告書を作るときはバッチリ頭に入っているのですが、調査に立ち会うときは思い出せないのですね。これはどうやって計算したのかなと。これが書面添付を行うようになってから、すごく

すっきりしたのです。法人税の調査のときにB/SやP/Lだけ見ても分からなくとも、元帳を見て摘要を見て、その添付書類、証憑書番号が何番というのを見たら思い出せるように、相続税の申告も自分でこう計算したのだな、これはこうしたのだなと添付書面を見て思い出せるのです。それが自分の中では非常に大きいと思っています。

——終了に当たって最後に一言ずつお話をいただきたいと思います。

山本 相続税の申告に当たって、最近「ないことの確認」をしましょうとよく言っています。その財産がないのだということを確認しようと。平成二十七年以後に相続時精算課税でお孫さんに贈与をした場合、お孫さんは相続人ではありませんから申告のときにたぶん接点を持たないと思うのですね。そのときにお孫さんに対して相続時精算課税の贈与があったか確認が必要なんです。これは贈与税の開示請求制度がありますから、それを使えば簡単に確認ができる。そのようにいろいろな制度・仕組みの中で「ないこと」を確認するという仕組みがありますから、これはしっかりとやっておかなければいけないと思います。

今仲 私どもの相続税業務への取り組

みの理念は「お客さまに安心の相続をお届けする」というものです。お客さまがこんな申告で大丈夫だろうか、いつ税務署が来るのだろうかなどということ、眠るに眠れないというのではなく、しっかりと間違いのない申告をして、過大でも過少でもない自分でも納得できるという安心の相続をお届けのお手伝いを続けていきたいと思っています。

坪多 相続税の申告というのと、税金を取られて嫌だなんて思われる方が多いのですが、私は、相続税の申告が終わったときに「あなたたちに会えて良かった。これで心おきなく相続も終わった。また次お願いしますね。本当にありがとうございます」と言ってもらえる仕事がない。人の相続というのは一生の幕引きです。亡くなった方の思いを次世代の方に引き継いでいただく、そのお手伝いをしてお客さまに幸せになっていただく相続の申告、それを私ども全員でできたいなと思っています。

(構成/TKC出版 蒔田鉄兵)

